

那 霸 市 公 報

第 1 5 6 1 号

毎月 2 回 1, 1 5 日 発 行

発 行 所

那 霸 市 泉 崎 1 丁 目 1 番 1 号

那 霸 市 総 務 部 総 務 課

目 次

◇ 告 示 ◇

- 平成 23 年 3 月那覇市告示第 205 号で指定した一部の地域における市税に関する
申告期限等を定める件(税制課)…………… 672
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について(総務課)…………… 673
- 個人情報目的外利用等届出書の公表について(総務課)…………… 675
- 平成 23 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算(第 1 号)
(区画整理課)…………… 677

◇ 選挙管理委員会告示 ◇

- 選挙人名簿の縦覧場所について…………… 679
- 在外選挙人名簿の縦覧場所について…………… 679

◇ 正 誤 ◇

- 那覇市公報第 1551 号の正誤…………… 680

告 示

那覇市告示第 105 号

平成 23 年 10 月 19 日

掲 示 済

平成23年3月那覇市告示第205号で指定した一部の地域における市税
に関する申告期限等を定める件

地方税法(昭和25年法律第226号)第20条の5の2(災害等による期限の延長)及び那覇市税条例(昭和47年条例第80号)第18条の2第1項の規定に基づき、平成23年3月那覇市告示第205号において別途告示で定めることとされている期日のうち、次に掲げる地域に居住又は所在する納税者に係る者については、その期限が平成23年3月11日から同年12月14日までの間に到来するものについて、同年12月15日とする。

那覇市長 翁 長 雄 志

都道府県	地 域
岩手県	宮古市 大船渡市 陸前高田市 釜石市 気仙郡住田町 上閉伊郡大槌町 下閉伊郡山田町
宮城県	気仙沼市 多賀城市 本吉郡南三陸町

那 霸 市 告 示 第 106 号
平 成 23 年 10 月 26 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那霸市個人情報保護条例第9条第4項及び同施行規則第8条第2項の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那 霸 市 長 翁 長 雄 志



第10号様式(第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成23年10月19日

那 覇 市 長 様

実施機関 消防長 仲里 仁公 印



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199
業 務 の 名 称	救急搬送者名簿 173件
利 用 等 の 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 外部提供
利用又は提供する年 月 日	平成23年 10月19日
目的外利用等をする個人情報の内容	平成23年8月1日から、平成23年9月30日に覚知した救急活動記録のうち、75歳未満の傷病者で、 1、事故種別 (交通事故・労働災害・加害) 2、搬送者氏名 3、生年月日 4、搬送日時 5、搬送者住所 6、収容医療機関
目的外利用等をする理由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号の規程による、(実施機関が職務遂行上特に必要があり、あらかじめ審議会の意見を聞いた場合) 平成18年3月29日審議会承認事項 第1号
新たな利用課又は提供先	那覇市国保長寿医療課
所 管 部 課	那覇市消防本部 救急課 電話 867-1199 (内) 6711313

那 霸 市 告 示 第 108 号
平 成 23 年 10 月 28 日
掲 示 済

個人情報目的外利用等届出書の公表について

那霸市個人情報保護条例第9条第4項及び同施行規則第8条第2項の規定に基づき、個人情報目的外利用等届出書を別紙のとおり公表する。

那 霸 市 長 翁 長 雄 志

第10号様式 (第19条関係)

個人情報目的外利用等届出書

平成23年10月17日

那覇市長 様

那覇市長 翁長 雄志



那覇市個人情報保護条例第9条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

届 出 担 当 課	健康推進課 電話 862-09016 (内2628)
業 務 の 名 称	親子健康手帳交付業務
利 用 等 の 区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 目的外利用 <input type="checkbox"/> 外部提供
利用又は提供する 年 月 日	平成23年 9月16日
目的外利用等 をする個人情 報の 内 容	平成22年4月1日から平成23年5月31日の間に親子健康手帳を 交付した40歳以上の妊婦について「交付日、妊婦氏名、生年 月日、年齢、住所」。
目的外利用等 をする理由	那覇市個人情報保護条例第9条第1項第5号(平成18年3 月29日審議会承認 類型事項1)に該当。
新たな利用課又は提供先	特定健診課
所 管 部 課	健康保健局 健康推進課 地域保健(本庁)グループ 電話862-9016(内)2628

那覇市告示第 113 号

平成 23 年 11 月 15 日

平成 23 年(2011 年) 9 月那覇市議会定例会で議決された平成 23 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算(第 1 号)の要領は次のとおりである。

那覇市長 翁 長 雄 志

平成 23 年度那覇市土地区画整理事業特別会計補正予算(第 1 号)

平成 23 年度那覇市の土地区画整理事業特別会計の補正予算(第 1 号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 75,878 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,916,812 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 繰入金		千円 1,086,396	千円 37,425	千円 1,123,821
	2 真嘉比古島第二繰入金	1,083,611	37,425	1,121,036
5 繰越金		8	38,453	38,461
	1 総務管理繰越金	1	407	408
	2 真嘉比古島第一地区繰越金	2	1,595	1,597
	3 壺川繰越金	1	105	106
	4 小禄南繰越金	2	38	40
	5 真嘉比古島第二繰越金	2	36,308	36,310
歳 入 合 計		1,840,934	75,878	1,916,812

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理総務費		678	407	1,085
	1 総務管理費	678	407	1,085
2 土地区画整理事業費		1,835,433	45,102	1,880,535
	1 真嘉比古島第一地区土地区画整理費	1	1,596	1,597
	3 真嘉比古島第二地区区画整理費	1,834,767	43,506	1,878,273
4 基金積立金		3,109	30,369	33,478
	1 壺川基金積立金	2,944	105	3,049
	2 小禄南基金積立金	17	38	55
	3 真嘉比古島第一地区基金積立金	32	△1	31
	4 真嘉比古島第二基金積立金	116	30,227	30,343
歳 出 合 計		1,840,934	75,878	1,916,812

選挙管理委員会告示

那覇市選挙管理委員会告示第 21 号

平成 23 年 11 月 15 日

選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 23 条第 1 項の規定により平成 23 年 12 月 3 日から同年 12 月 7 日まで縦覧に供する選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優縦覧場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階
那覇市選挙管理委員会事務局

那覇市選挙管理委員会告示第 22 号

平成 23 年 11 月 15 日

在外選挙人名簿の縦覧場所について

公職選挙法(昭和 25 年法律第 100 号)第 30 条の 7 第 1 項の規定により平成 23 年 12 月 3 日から同年 12 月 7 日まで縦覧に供する在外選挙人名簿に登録した者の氏名、経由領事官の名称、最終住所及び生年月日を記載した書面の縦覧の場所は、次のとおりである。

那覇市選挙管理委員会
委員長 亀 島 賢 優縦覧場所 那覇市銘苅 2 丁目 3 番 1 号 新都心銘苅庁舎 2 階
那覇市選挙管理委員会事務局

正 誤

○那覇市公報第 1551 号の正誤

2011 年(平成 23 年) 6 月 15 日付け那覇市公報第 1551 号の那覇市告示第 70 号について、次のとおり訂正する。

ページ	訂正箇所	訂正内容	
		訂正前	訂正後
268	上から 36 行目 ①土地 (道路、公園など)	2, 824, 974 m ²	2, 826, 430 m ²
	上から 37 行目 ②建物 (学校、図書館など)	1, 030, 821 m ²	1, 035, 721 m ²